

令和7年度 西脇市議会基本条例検証報告書

◆評価点数からみる分析と考察

1 全体評価

今回の全体平均は、集計表上で4.13点前後である。前回値の平均は4.01点前後であり、比較すると約+0.12ポイントの改善となっている。

したがって、全体としては悪化ではなく、むしろ微増・改善傾向といえるが、前年から評価者の4人が交代しており、それらは1年目で半年間の評価をしているということもあり、比較的高めの評価だった、あるいは空白になっているということが影響しているのかもしれない。また平均値だけを見ると実態を見誤る。評価の中身を見ると、かなり高評価の項目と、低評価の項目が明確に分かれている。

2 高評価だった分野

特に評価が高かったのは、定型化・制度化された取組である。

西脇市議会では、情報公開、広報、政務活動費の透明性、定例的な議会改革の検証といった仕組みはかなり定着している。これは議会基本条例の運用として大きな強みといえる。特に、インターネット配信、議会だより、議会報告会、政務活動費の公開などは、市民に対する「見える議会」の基盤として評価できる。

3 低評価・課題が大きい分野

専門的知見の活用や、公聴会、議決事件の拡大など、評価が低いというより実施できていないものには当然「1」が付く。制度は条例上存在しているが、実際には活用場面がなかった、あるいは活用する議会文化が形成されていないと見るべきである。特に、参考人制度、公聴会制度、学識経験者の活用などは、地方議会では「制度はあるが使われにくい」典型的な分野である。ここは、今後の政策審査や重要案件の際に、どのような条件なら活用できるのかを整理する必要があるように思える。

4 前回から改善した主な項目（評価者が違うのであくまで参考程度）

改善幅を見ると、市民意見の反映、議会活動の改善、議員間討議、一問一答の充実など、まさに議会基本条例の核心部分に一定の前進が見られる。特に「議員相互間の自由な議論・合意形成」は、まだ評価は3.38と高くはないものの、前回より改善している。

5 前回から悪化した主な項目(評価者が違うのであくまでも参考程度)

注目すべきは、議長の中立公正な職務遂行・円滑な議会運営が大きく低下している点である。これは単なる点数の問題ではなく、議会運営に対する議員間の認識の差、納得感、手続の透明性に関わる可能性がある。令和7年度は二人の議長に対する評価ともいえるが、定例会反省会の文言からも分かるとおり、その双方に指摘される点があった。

また、「市民の理解が得られる議会運営」「平易な言葉での説明責任」が下がっていることから、議会内では取組が進んでいても、市民に伝わる形になっているかという点に課題があるともいえる。

◆自由記述欄からみる分析と考察

1 最も多い論点は「議員間討議・合意形成の弱さ」

各議員の個別入力シートを確認したところ、数値以上に「現状に対する危機感」や「停滞感」を示唆するコメントが散見される。

自由記述で一番目立つのは、第5条の議員間討議に関する記述である。

特に次のような趣旨が複数見られる。

- ・自分の意見の主張にとどまり、合意形成につなげていない。
- ・賛否が分かれて平行線に終わる。
- ・議員の結論が先にあり、合意形成には至っていない。
- ・修正などにつなげる議論ができていない。
- ・批判だけでなく、議会として意見を導き出す必要がある。

これは非常に重要で、つまり、議員同士が発言していないわけではない。むしろ意見は出ている。しかし、意見表明で終わっており、議論を重ねて論点を整理し、妥協点や修正案、議会としての方向性をつくるどころまで届いていないという認識になる。

ここから見ると、西脇市議会の次の課題は、単なる「発言機会の確保」ではなく、討論から討議へ、討議から合意形成へ進める技術と場づくりだといえる。

令和6年度の検証においても重点課題とし、改善が図られたはずだが、まだまだ未達といえるだろう。

【令和6年度検証→令和7年度取組項目】

- ・自分の意見をしっかり持つための努力を怠らない。
会派に左右されることなく、市民目線で討議を行う。

- ・ **委員長が議論を促す采配を行うことが重要となる。**

委員長は積極的に委員の発言を聴取し、議論を深める努力をする。

- ・ **所管事務調査・事務事業評価や委員会での提言事項の進捗確認を行う。**

委員会からの提言、報告は定期的（半年スパン）に進捗確認する。

令和6年度の検証後の取組は「自由に意見を言い合える場をつくること」に重きをおいているので、次のステップとして「合意形成を図る」ことに照準を定めるべきといえる。

2 委員会活動・政策提言への物足りなさ

第4条の委員会活動についても、かなり率直な記述がある。

- ・ **事務調査に関して、現在の総務産業常任委員会では文教民生常任委員会ほど活発に進められているように思えない。**
- ・ **もっと議論が必要**
- ・ **政策等の立案は十分できていない。**
- ・ **政策立案、提言ができにくくなっている。**
- ・ **事務調査や請願審査の更なる充実が必要**
- ・ **事前調査が必要**

ここから見えるのは、委員会が議案審査の場としては機能していても、政策提言や能動的な調査機能の面では十分ではないという課題である。特に、所管事務調査や特定所管事務調査をどう政策提言につなげるかが弱い。「調査した」「話を聞いた」で終わるのではなく、そこから、委員会として何を提案するのか、何を改善要求するのかまで進める仕組みが必要なのではないか。

3 市民意見の聴取は進んでいるが、政策反映に課題

市民との関係では、議会報告会、課題懇談会、陳情・請願などを通じて、意見を聞く機会とは相当程度あると評価している。

一方で、次のような指摘もある。

- ・ **議会報告会は開催しているが、その後の取組につながっていない。**
- ・ **市民の声の反映には改善の余地がある。**
- ・ **市民側から利用を提案しやすい仕組みが必要ではないか。**
- ・ **議会報告会の開催時期に課題がある。**

ここから見ると、課題は「市民の声を聞いていない」ことではな

い。むしろ、聞いた意見をどう整理し、議会活動の改善や政策提言にどうつなげるのかが弱いということである。

これは前項 2 と同じ課題があるといえるだろう。

今後は、議会報告会や課題懇談会の後に、

- ① 出された意見
- ② 議会として対応するもの
- ③ 行政へ申し入れるもの
- ④ 今後調査するもの
- ⑤ 対応困難なもの

をきちんと整理し、市民にフィードバックする仕組みが必要である（現行はメモや簡易議事録を渡す程度）。令和 8 年度は議会と議会報告会の取組を改善し、班長会も開催する予定だが、しっかりとした仕分と対応が必要といえる。

4 市長・執行部との緊張関係、質疑・質問による行政監視機能に対する課題

第 9 条に関する自由記述では、行政監視機能について厳しい意見が見られる。

- ・ 行政の意向や顔色を過度に意識しているように見える場面がある。
- ・ 批判のみで提案や改善方法が示されていない。
- ・ 一般質問が「検討をお願いしたい」で終わっている。
- ・ 単なる確認やHPを見ればわかるような質問に終始している。
- ・ 執行部に「いつまでに」「どのように」を求めるべき。
- ・ 市長等との緊張ある関係の構築は可能なのか。

この部分は、令和 6 年度の検証時も議論したが、議会としてかなり大きな論点である。評価点自体は昨年度より改善がみられるというものの、記述を見る限り問題はまだまだ解決しているとはいえない。

単に行政を批判すればよいということではない。自由記述では、むしろ、批判だけではダメで代替案の提案や具体的な改善策や実行時期を引き出す質問・質疑が必要という問題意識が出ている。

したがって、行政監視機能の改善方向は、「厳しく言う」ことだけでなく、論点を明確にし、根拠を示し、期限や改善策を答弁として引き出すことにあるといえる。

5 自由記述から見える議会内の意識差

自由記述全体を見ると、議員間でかなり意識差がある。
大きく分けると、次の3層があるように思える。

タイプ	内 容
肯定型	おおむねできている、一定の成果があると評価
改善型	できている部分はあるが、さらに改善が必要と指摘
危機感型	議会機能、監視機能、合意形成にかなり強い問題意識

この意識差自体は悪いことではないし、個人での検証として仕方のない部分でもある。

ただし、今後必要なのは、「評価が高い人」と「評価が低い人」がいる、で終わらせないことでもある。

- ・なぜ評価が分かれるのか。
- ・どの場面を見てそう評価したのか。
- ・何をもって「できている」と判断するのか。
- ・何があれば「改善した」といえるのか。

感覚での個人差で片づけるのではなく、ここを議員間で共有する必要はあるので、議論をしておくべきといえる。

◆今後の重点改善項目

1 議員間討議を単なる「意見表明」から「合意形成」へ進める。

議員間討議（委員間討議）については、単に各委員が意見を述べるだけでなく、委員会として論点を整理し、一定の方向性や成果物につなげる運用を行う。

具体的には、委員間討議を行う際、まず各委員が自らの意見、疑問点、課題認識を述べる。その段階では直ちに批判や賛否の応酬に入るのではなく、各委員の考えを出し合うことを重視する（対話の形成）。その上で、委員長及び副委員長は、出された意見を踏まえ、論点、対立点、一致点、追加調査が必要な事項を整理する。必要に応じて休憩を活用し、整理した内容を委員会に提示した上で、修正案、附帯決議、市長等への申入れ、附帯意見等の委員長報告への記載など、具体的な成果物につなげることを目指す。

また、各委員は、議案や調査事項について十分な事前確認を行い、会派等での協議においても結論を固定化するのではなく、委員会での討議を通じて考えを深め、必要に応じて見直す姿勢を持つことが

求められる。

令和８年度は、議員間討議を「意見を言い合う場」から「議会としての意思を形成する場」へと高めるため、全委員の発言、論点整理、対立点の確認、合意形成、成果物化という手順を意識した委員会運営に取り組む。

２ 委員会の政策提言機能を強化するには

【令和８年度改善策】

委員会の政策提言機能を強化するため、令和８年度は、政策課題をどこから拾い上げ、どのように所管委員会の調査・討議に乗せ、最終的にどのような形で市長等へ提言するのかという流れを明確にする。

まず、政策提言につながる課題の起点として、①議会報告会、課題懇談会、請願・陳情等で把握した市民意見、②一般質問で明らかになった行政の統一見解や課題認識、③特定所管事務調査及び事務事業評価の結果、④各常任委員会が調査の中で把握した制度上・運用上の課題を整理する。

議会報告会については、令和８年度から班長会議の開催を予定していることから、各班で出された意見を班会議→班長会議において整理し、「議会として対応するもの」「行政へ申し入れるもの」

「所管委員会で調査するもの」「今後の検討課題とするもの」「対応困難なもの」に仕分けした上で、必要に応じて所管委員会へ引き継ぐ。また、議会報告会のテーマ設定については、広報広聴特別委員会だけで完結させるのではなく、各常任委員会の調査テーマや政策課題と連動させる。各常任委員会は、市民に意見を聞きたい事項を広報広聴特別委員会へ提案し、議会報告会で把握した市民意見を委員会審査や所管事務調査に還流させる流れを検討する。

一般質問については、議員個人の問題提起であるが、答弁の中で行政の統一見解、課題認識、今後の検討方針等が明らかになった場合には、委員会として調査する価値がある政策課題となり得る。各常任委員長は、所管に関係する一般質問について議事録等を確認し、政策提言に結びつく可能性があるものについては、委員会で調査テーマとして取り上げるかどうかを協議する（必ずしも直後に限定するものではない）。

所管事務調査及び事務事業評価については、調査報告や評価で終わらせるのではなく、「どうすれば、より良い制度・事業になるのか」「どのような改善を市に求めるのか」という視点を持ち、委員会としての政策提言につなげる。調査結果の出口としては、従来の委員長報告や調査報告に加え、必要に応じて、市長又は教育長等へ

の提言書・申入書、条例提案、条例改正、附帯決議、委員長報告への附帯意見等に結びつけることを検討する。また、提言を行った場合には、一定期間経過後に執行部から対応状況の報告を受けるなど、進捗確認を行う。

このような取組によって、委員会活動を「調査して終わる」ものから、「市民意見や議員の問題提起を政策形成と行政改善につなげる」ものへと高めていく。

3 市民に伝わる情報発信へ

【令和8年度改善策】

市民に伝わる情報発信については、単に議会情報を公開するだけでなく、市民が議会の活動内容、審査の論点、判断の理由、委員会活動の成果を理解できるよう、「見える化」から「わかる化」への転換を図る。

令和7年度の検証では、インターネット配信、議会だより、議会報告会、政務活動費の公開など、情報公開の基盤は一定程度整っていることが確認された。一方で、議会内での取組や審査の過程、議員間討議の内容、賛否の理由、委員会活動の成果が、市民に十分伝わっているとはいえない面がある。

令和8年度は、まず議案審査や委員会審査について、議案名や採決結果だけでなく、何が論点となったのか、どのような質疑が行われたのか、賛否が分かれた理由は何か、委員会としてどのような意見や附帯意見を議論したのかを、市民に分かりやすく整理して発信する方法を検討する。

また、議会報告会では、単に議案や結果を報告するだけでなく、常任委員会がどのような調査を行い、何を課題として捉え、どのような政策提言や改善要求につなげようとしているのかを、市民に分かりやすく示す。市民から「議会が普段何をしているのか分からない」と受け止められないよう、委員会活動や議会としての取組を積極的に見せる工夫を行う。

さらに、インターネット配信については、現在の配信方法が市民にとって分かりやすく、アクセスしやすいものとなっているかを検証する。YouTube等の一般的な配信媒体の活用、スマートフォンやスマートテレビでの視聴のしやすさ、検索性、画面の見やすさ、過去映像へのアクセス性などを含め、より市民が利用しやすい配信環境を検討する。ライブ中継は現行方式、録画配信はYoutubeということも考えられる。

SNSについても、現在の発信方法がどの世代に届いているのか

を確認し、必要に応じて、Instagram等の活用や、投稿内容の工夫を検討する。議会日程、審査内容、委員会活動、議会報告会の案内や結果などを、より分かりやすく、届きやすい形で発信する。

併せて、議会だよりモニターから議会モニターへの移行を促進する。これまでの議会だよりに対する意見聴取にとどまらず、本会議・委員会の傍聴又は視聴、議会だより、ホームページ、SNS、議会報告会等を含め、議会活動全体について市民の視点から意見を聴取する仕組みへ発展させる。議会モニターは、議会が発信した情報が市民にとって分かりやすいものとなっているか、議会審査や委員会活動が市民に伝わっているか、議会報告会や議会だよりが市民の関心に応えるものとなっているかを確認するための重要な仕組みである。市民の第三者的な視点を取り入れることで、議会内部では気づきにくい分かりにくさや課題を把握し、情報発信や議会運営の改善につなげる。

具体的な改善案については広報広聴特別委員会に協議を委ねる。

このような取組によって、令和8年度は、情報を公開する「見える議会」から、市民が議会活動の意味を理解できる「わかる議会」へと発展させるとともに、議会モニター制度への緩やかな移行を通じて、市民の視点を議会広報及び議会運営の改善に反映させ、市民への説明責任をより実効性あるものにしていく。